

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹アントレプレナーシップデザインセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、アントレプレナーシップ教育（以下「ES教育」という。）を核とした人材イノベーションを推進し、地域イノベーションの創出につなげるため、ES教育を全学一体的に推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の主体的な協働学習の促進及び社会的・職業的自立のための教育
- (2) 学生の起業及び社会人の企業内起業を含むアントレプレナーシップの涵養
- (3) 学外の実務家及び起業家の教育参画を得た実践的なES教育の運営
- (4) 学生及び社会人を対象とする、地域と連携・協働した実践型教育の実施
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター専任教員
- (3) センター員
- (4) その他の職員

(センター長等)

第5条 センター長は、和歌山大学（以下「本学」という。）の専任教員の中から、役員会の議を経て学長が任命する。

- 2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 4 センターに、副センター長を置くことができる。
- 5 副センター長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。
- 6 副センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 7 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

(専任教員)

第6条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

(センター員)

第7条 センター員は、本学の専任教員又は所属長の了解を得た職員の中から、センター長が任命する。

- 2 センター員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター員は、センターの業務を処理する。

(部門)

第8条 センターに次の部門を置く。

- (1) 学生自主創造支援部門
- (2) 起業家精神涵養教育部門

- 2 部門に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第9条 センターに、必要に応じて運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究協力課及び学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月14日一部改正：法人和歌山大学規程第2675号)

この改正規則は、令和5年7月14日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2952号)

この改正規則は、令和8年4月1日から施行する。